

社保・国保審査委員連絡委員会

と き 平成 31 年 2 月 7 日 (木) 15:00 ~

ところ 山口県医師会 6 階会議室

報告：常任理事 萬 忠雄
常任理事 清水 暢

協 議

1 心房細動に対するパナルジンの適応について 〔国保連合会〕

平成 2 年 8 月開催の社保・国保審査委員合同協議会において、心房細動に対してパナルジンの使用を認める取扱いになっているが、現在では心房細動に対する薬剤の選択肢が増えてきているため、パナルジンの使用について再度ご協議願いたい。

〔関連記事〕「山口県医師会報」

平成 2 年 10 月 21 日号・社保国保審査委員合同協議会

平成 14 年 10 月 1 日号・社保国保審査委員合同協議会

認めない取扱いとする。

2 薬剤 7 種類未満の処方せん料の減額について 〔支払基金〕

医科と調剤で食事に関する服用時点のルール

違う 1 処方 7 種類の取扱いについて、平成 22 年 6 月開催の社保・国保審査委員連絡委員会において、「医薬品の『用法・用量』に従って取扱う。」と協議されている。

【当時の事例】

医科においては、1 処方 7 種類未満（所定単位当たりの薬価が 205 円以下は 1 種類とするルール適用）の処方せんが発行された場合でも、薬局で調剤する時点で調剤報酬ルール（食事に関する服用時点とは食前・食後・食間の 3 区分のみ）により算出し、1 処方 7 種類以上となる。（処方せん料が減額となる）

（例）医科⇒食後・食直後・食後 30 分は「別服用時点」。
調剤⇒食後・食直後・食後 30 分は「同一服用時点」。（すべて「食後」となる）

出席者

委員

藤原 淳
小野 弘子
西村 公一
矢賀 健
藤井 崇史
赤司 和彦
田中 裕子
久我 貴之
神徳 済

委員

浴村 正治
上野 安孝
村上不二夫
成松 昭夫
新田 豊
道重 博行
湯尻 俊昭

県医師会

会 長 河村 康明
専務理事 加藤 智栄
常任理事 萬 忠雄
常任理事 清水 暢
理 事 伊藤 真一
理 事 吉水 一郎
理 事 郷良 秀典

以上について、いまだに保険者から再審査申し出が多く提出され苦慮しているが、平成 22 年の協議どおりとし、すべて「原審どおり（審査に馴染まない）」として取扱ってよいか、再度、協議願いたい。

〔関連記事〕「山口県医師会報」

平成 22 年 8 月号・社保国保審査委員連絡委員会

従来合議どおり。医科と調剤における「服用ルール」が異なるため、院外処方の場合は医科の服用方法で判断することとなり、「原審どおり」とする。

※ 厚労省も同見解。

3 中心静脈注射用カテーテルの交換頻度について〔国保連合会〕

中心静脈注射用カテーテルの交換を、「感染防止のため」とコメントを入れ、7日間隔で算定している事例が見受けられる。ガイドラインでは感染防止のためのカテーテル交換は必要ないとされており、頻回の交換は、かえって感染症を引き起こす危険性があることから、カテーテルの交換頻度について協議願いたい。

感染防止のためのカテーテル交換は認めない。カテーテル感染症、カテーテル破損及びカテーテル閉塞等の場合は、カテーテル交換を認める。

4 輸血後の HTLV 検査について〔支払基金〕

平成 16 年 3 月開催の社保・国保審査委員連絡委員会において、「HIV 検査に準じて、当該輸血又は輸注が行われた最終日をレセプト摘要欄に記載すること。」で認めると協議されているが、輸血後の HTLV 検査の必要性について、再度、協議願いたい。

〔関連記事〕「山口県医師会報」

平成 16 年 4 月 11 日号・社保国保審査委員連絡委員会

不要であり認められない。

5 HER2 遺伝子標本作製について〔支払基金〕

HER2 タンパクの施行がない場合の HER2 遺伝子標本作製の取扱いについて、協議願いたい。

【通知】

(1) HER2 遺伝子標本作製は、抗 HER2 ヒト化モノクローナル抗体抗悪性腫瘍剤の投与の適応を判断することを目的として、FISH 法又は SISH 法により遺伝子増幅標本作製を行った場合に、当該抗悪性腫瘍剤の投与方針の決定までの間に 1 回を限度として算定する。

(2) 本標本作製と N002 免疫染色（免疫抗体法）病理組織標本作製の HER2 タンパクを同一の目的で実施した場合は、本区分の「N002 免疫染色（免疫抗体法）病理組織標本作製の HER2 タンパクによる病理標本作製を併せて行った場合」により算定する。

HER2 タンパク「2+」のみが HER2 遺伝子標本作製の適応となるため、HER2 タンパクの施行がない HER2 遺伝子標本の算定は原則、認められない。特殊な事例及び当月のレセプトで判断できない事例は、注記を必要とし、審査委員会の判断（返戻及び査定もあり得る）となる。

※ 以上の新たに合意されたものについては、平成 31 年 4 月診療分から適用する。

お知らせ

社保・国保の保険協議会結果において「注記が必要」とある項目については、電子レセプトによる審査（画面審査）が行われている現在において、誤った審査処理等を避けるため、原則、摘要欄最上部へ記載されるようお願いいたします。